

株主各位

第154期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

新株予約権等に関する事項	1 頁～	4 頁
連結注記表	5 頁～	16 頁
株主資本等変動計算書		17 頁
個別注記表	18 頁～	27 頁

当社は、上記の事項について、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ngk.co.jp/ir/index.html>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

2020年6月12日

日本碍子株式会社

新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使することが できる期間	有利な条件の 内容
第2-2回新株予約権 (2006年7月27日)	取締役1名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2006年8月12日 ～ 2036年6月30日	無償発行
第3回新株予約権 (2007年7月27日) 及び (同年8月10日)	取締役3名 6個	6,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2007年8月31日 ～ 2037年6月30日	該当せず
第4回新株予約権 (2008年7月28日)	取締役4名 8個	8,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2008年8月14日 ～ 2038年6月30日	該当せず
第5回新株予約権 (2009年7月30日)	取締役4名 8個	8,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2009年8月18日 ～ 2039年6月30日	該当せず
第6回新株予約権 (2010年7月29日)	取締役6名 12個	12,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2010年8月17日 ～ 2040年6月30日	該当せず
第7回新株予約権 (2011年7月28日)	取締役6名 12個	12,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2011年8月16日 ～ 2041年6月30日	該当せず
第8回新株予約権 (2012年7月30日)	取締役7名 14個	14,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2012年8月16日 ～ 2042年6月30日	該当せず
第9回新株予約権 (2013年7月31日)	取締役9名 18個	18,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2013年8月17日 ～ 2043年6月30日	該当せず
第10回新株予約権 (2014年7月31日)	取締役9名 23個	23,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2014年8月20日 ～ 2044年6月30日	該当せず

名 称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使することが できる期間	有利な条件の 内容
第11回新株予約権 (2015年7月30日)	取締役9名 26個	26,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2015年8月19日 ～ 2045年6月30日	該当せず
第12回新株予約権 (2016年7月28日)	取締役9名 27個	27,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2016年8月17日 ～ 2046年6月30日	該当せず
第13回新株予約権 (2017年7月28日)	取締役9名 27個	27,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2017年8月17日 ～ 2047年6月30日	該当せず
第14回新株予約権 (2018年6月26日)	取締役9名 29個	29,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2018年7月13日 ～ 2048年6月30日	該当せず
第15回新株予約権 (2019年6月21日)	取締役9名 31個	31,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	2019年7月10日 ～ 2049年6月30日	該当せず

(注) 1. 上記取締役には、いずれも社外役員は含まれておりません。

2. 新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日（以下、本注記において「権利行使開始日」という。）から、同じく6年を経過する日または新株予約権を行使することができる期間の最終日（以下、本注記において「権利行使最終日」という。）のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

前記にかかわらず、権利行使最終日の1年前の応答日（以下、本注記において「応答日」という。）に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、応答日の翌日以降新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

3. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

4. 新株予約権の数は、当初発行された個数から、すでに権利行使された個数及び権利失効した個数を減じて記載しております。

② 当事業年度中に当社の取締役を兼務していない執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第15回新株予約権
発行決議の日	2019年6月21日
交付された者の人数及び新株予約権の数	執行役員（取締役兼務執行役員を除く）15名 30個
新株予約権の目的となる普通株式の数	30,000株
新株予約権の払込金額	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値	1株当たり1円
新株予約権を行使することができる期間	2019年7月10日～2049年6月30日
有利な条件の内容	該当せず

- (注) 1. 新株予約権の主な行使条件
 上記①の(注) 2. と同じです。
 2. 新株予約権の取得事由
 上記①の(注) 3. と同じです。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

上記①②以外で、当事業年度の末日に当社の取締役及び執行役員が有する新株予約権等の内容の概要

名 称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使すること ができる期間	有利な条件の 内容
第1回新株予約権 (2005年7月27日)	取締役1名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2005年8月5日 ～ 2035年6月30日	無償発行
第7回新株予約権 (2011年7月28日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 1名 2個	2,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2011年8月16日 ～ 2041年6月30日	該当せず
第8回新株予約権 (2012年7月30日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 2名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2012年8月16日 ～ 2042年6月30日	該当せず
第9回新株予約権 (2013年7月31日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 2名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2013年8月17日 ～ 2043年6月30日	該当せず
第10回新株予約権 (2014年7月31日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 3名 6個	6,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2014年8月20日 ～ 2044年6月30日	該当せず
第11回新株予約権 (2015年7月30日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 5名 10個	10,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2015年8月19日 ～ 2045年6月30日	該当せず
第12回新株予約権 (2016年7月28日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 9名 18個	18,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2016年8月17日 ～ 2046年6月30日	該当せず
第13回新株予約権 (2017年7月28日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 10名 20個	20,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2017年8月17日 ～ 2047年6月30日	該当せず
第14回新株予約権 (2018年6月26日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 12名 24個	24,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2018年7月13日 ～ 2048年6月30日	該当せず

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数：55社

主要な連結子会社の名称

NGK CERAMICS USA, INC.、NGK CERAMICS EUROPE S.A.、
NGK（蘇州）環保陶瓷有限公司、NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.、
NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C.V.、
NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.、双信電機(株)、
NGKエレクトロデバイス(株)、エヌジーケー・セラミックデバイス(株)

なお、東海エナジス(株)は連結子会社であるエナジーサポート(株)との吸収合併により、
また恩基客（蘇州）電子器件有限公司は清算手続き完了により、連結の範囲から除外し
ております。いずれも、連結範囲除外までの損益計算書は連結しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

エヌジーケー・ライフ(株)、エヌジーケーゆうサービス(株)、
エヌジーケー・ロジスティクス(株)

なお、非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益
（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重
要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び名称

持分法適用非連結子会社の数：1社

エヌジーケー・ライフ(株)

持分法適用関連会社の数：1社

メタウォーター(株)

(2) 主要な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

エヌジーケイゆうサービス(株)、エヌジーケイ・ロジスティクス(株)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、一部の在外子会社については決算日が連結決算日（3月31日）と異なります。うち中国とメキシコ等にある子会社8社については3月31日の仮決算に基づく決算数値を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

その他有価証券：

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準：時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法：

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 3年～12年

② 無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当連結会計年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② N A S 電池安全対策引当金

当社は、2011年9月に当社製造N A S[®]電池において火災が発生したことを受け、N A S 電池事業の推進に向けた安全対策等の徹底を図るため、今後発生が見込まれる費用を見積り、計上しております。

③ 競争法関連損失引当金

当社は、競争法にかかる将来発生しうる損失金額を見積り計上しております。

④ 製品保証引当金

当社及び一部の連結子会社は、販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積り、計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

主として契約条件等に基づき着荷日等に収益を認識しております。ただし工事契約に関しては、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

② ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

- ・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利通貨スワップ

金利スワップ

ヘッジ対象

外貨建借入金、借入金利息

借入金利息

- ・ヘッジ方針

内部規定に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクについてヘッジしております。

- ・ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上しております。

1. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。また過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

なお、米国の一部連結子会社においては、年金以外の退職後給付費用についてもその総額を見積り従業員の役務提供期間等を基礎として配分しており、退職給付と類似の会計処理方法であることから退職給付に係る負債に含めて表示しております。

3. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

④ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

⑤ のれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却を行っております。

(会計方針の変更)

「顧客との契約から生じる収益」(ASU第2014-09号,Topic606)

米国会計基準を適用している子会社は、当連結会計年度より、米国会計基準「顧客との契約から生じる収益」(ASU第2014-09号,Topic606)を適用しております。当該会計基準は、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識することを求めており、適用にあたっては、経過的な取り扱いに従っております。この変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

「リース」(IFRS第16号)

国際財務報告基準を適用している子会社は、当連結会計年度より、国際財務報告基準第16号「リース」を適用しております。当該会計基準は、リースの借手は、原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することを求めており、適用にあたっては、経過的な取り扱いに従っております。この変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「製品保証引当金戻入額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「貸倒引当金戻入額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

(追加情報)

(移転価格税制に基づく更正処分に対して提起した取消訴訟について)

当社は、2007年3月期から2010年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社との取引に関し、2012年3月に名古屋国税局より移転価格税制に基づき受けた更正処分(追徴税額約62億円)につき、2016年12月に東京地方裁判所に対して取消訴訟を提起しており、現在も同裁判所において審理中です。

上記の更正処分に続き、当社は、2011年3月期から2015年3月期までの事業年度における上記ポーランド子会社との取引に関しても同様に、2017年6月に名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分を受け、地方税を含めた追徴税額約85億円を納付いた

しましたが、処分の取消しを求め、2018年7月に名古屋国税不服審判所へ審査請求を行い、2019年7月に当該処分を一部取り消す旨の裁決書を受領しておりました。しかしながら、この段階では法人税額・地方税額等約4億円の還付に止まったことから、当社としては全額が取り消されるべきと考え、2019年12月に東京地方裁判所に対し更正処分の取消訴訟を提起しました。

なお、2016年3月期以降の連結会計年度につきましては上記の経緯を踏まえ、同様の課税を受けるとした場合の税額を見積り、連結計算書類に反映しております。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 458,551百万円

2. 未払法人税等

ポーランド子会社と当社の取引に関し、2017年6月に移転価格税制に基づく更正処分の通知を受領したため、2016年3月期から各連結会計年度について同様の課税を受けるとした場合の見積税額を含んでおります。

3. 保証債務等

(1) 保証債務

① 保証債務	2,248百万円
② 保証予約債務	126百万円

(2) 偶発債務

当社グループは、競争状況に関して国際的な調査の対象となっております。2011年に当社の米国子会社が米国司法省より文書提出命令を受領し、当社は、自動車用触媒担体に関する当該調査に対し、2012年に独立委員会を設置するなど協力してきました。2015年9月には、当社は米国司法省との間で自動車用触媒担体の取引の一部に関して米国反トラスト法違反などがあったとして、罰金6,530万米ドルを支払うことを主な内容とする司法取引に合意し、2015年11月に全額を支払いました。また、関連する顧客とは損害賠償の交渉を行っており、一部では支払いを要するほか、民事訴訟（集団訴訟）も提起されております。

こうした進捗に鑑み、将来発生しうる損失について見積りを行い、当連結会計年度末における見積額を「競争法関連損失引当金」として計上しておりますが、新たな事実が判明した場合には追加の損失が発生する可能性があります。なお、調査及び交渉の内容等については、当社グループの立場が不利になる可能性があるため、開示しておりません。

Ⅲ 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社グループは、主に以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
セラミックス事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 建設仮勘定等	タイ	9,687
パッケージ事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 建設仮勘定等	日本及び マレーシア	2,248
産業プロセス事業用資産	機械装置及び運搬具等	中国	310

当社グループは、主に内部管理上採用している事業により資産のグルーピングを行っており、また遊休資産等については個々の資産を資産グループとしております。

収益性の低下した事業用資産や遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物2,866百万円、機械装置及び運搬具4,947百万円、建設仮勘定3,279百万円、その他1,464百万円であります。

当該資産の回収可能価額は使用価値又は正味売却価額のいずれが高い価額としております。セラミックス事業用資産の使用価値については外部調査機関の資料を基に、新型コロナウイルスの感染拡大により2020年度は全世界の自動車生産・販売台数が大きく減少する一方、2021年度以降は一定水準まで回復するとの仮定を置いて将来キャッシュ・フローを算定し、割引率は9.4%としております。正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額等に基づき算定しております。

2. 法人税等還付税額

ポーランド子会社と当社との取引に関し、移転価格税制に基づく更正処分の際して納付した追徴税額のうち、2019年7月に名古屋国税不服審判所より処分を一部取り消す旨の裁決書を受領したことに伴う還付税額等であります。

IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	327,560	－	5,348	322,211
合計	327,560	－	5,348	322,211
自己株式				
普通株式	5,779	5,350	5,462	5,668
合計	5,779	5,350	5,462	5,668

- (注) 1. 発行済株式の普通株式の減少株式数5,348千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。
2. 自己株式の普通株式の増加株式数5,350千株は、取締役会決議に基づく取得による増加5,348千株、単元未満株式の買取請求による増加2千株によるものであります。
3. 自己株式の普通株式の減少株式数5,462千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少5,348千株、ストック・オプションの行使による減少114千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	8,044	25.00	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	8,045	25.00	2019年9月30日	2019年12月6日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	7,913	利益剰余金	25.00	2020年3月31日	2020年6月30日

3. 新株予約権の目的となる株式の数

当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式	461,000 (59,000) 株
------	-----------------------

(注) 「新株予約権の目的となる株式の数」の()内の数字は内数で、当連結会計年度末日において権利行使の条件を満たしているため、権利行使ができる新株予約権の目的となる株式の数であります。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金は金融機関からの借入や社債により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、客先の特性に合わせ各事業ごとに与信管理を行っております。また有価証券及び投資有価証券は主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債は、主に設備資金に係る資金調達であります。デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、外貨建の借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ及び支払金利の軽減を目的とした金利通貨スワップ、借入金に係る支払金利の軽減を目的とした金利スワップであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1) 現金及び預金	80,160	80,160	－
(2) 受取手形及び売掛金	101,377	101,363	△14
(3) 有価証券及び 投資有価証券 (※2)	78,478	84,185	5,707
(4) 支払手形及び買掛金	(43,241)	(43,241)	－
(5) 短期借入金	(6,407)	(6,407)	－
(6) 未払金	(16,223)	(16,223)	－
(7) 未払法人税等	(12,225)	(12,225)	－
(8) 社債	(25,000)	(24,838)	161
(9) 長期借入金 (※3)	(202,992)	(207,917)	△4,924
(10) デリバティブ取引 (※4)	(465)	(465)	－

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めております。

(※3) 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となるため、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、主に当該帳簿価額によっております。一部の売掛金の時価は、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価は、主として取引所の価格によっております。一部の有価証券の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5)短期借入金、(6)未払金、(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) 長期借入金（1年以内返済予定含む）

長期借入金（1年以内返済予定含む）の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、金融機関が算出する時価によっております。また、当社は借入金の一部について金利スワップ及び金利通貨スワップを行っておりますが、特例処理や振当処理の要件を充たすものは、ヘッジ対象となる借入金と一体として処理されるため、その時価は当該借入金の時価に含めて記載しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額2,534百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

Ⅵ 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産	1,448円62銭
2. 1株当たり当期純利益	84円73銭

Ⅶ 重要な後発事象

資金の借入

当社は、2020年4月28日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり銀行との借入契約を締結しました。

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 借入金額 | 20,000百万円 |
| (2) 借入先 | シンジケートローン、株式会社愛知銀行 |
| (3) 契約締結日 | 2020年5月28日および2020年6月3日 |
| (4) 借入期間 | 2年および10年 |
| (5) 資金使途 | 設備資金および運転資金 |
| (6) 金利 | 固定金利 |

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする、複数の金融機関の協調融資によるものです。

なお、2020年4月28日開催の取締役会の決議の概要は以下のとおりです。

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 借入金額 | 上限 30,000百万円 |
| (2) 借入先 | 銀行 |
| (3) 借入の時期 | 2020年4月28日～2020年9月30日 |
| (4) 借入期間 | 1年、2年および10年 |
| (5) 資金使途 | 設備資金および運転資金に充当 |

株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合 計
	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金						
	資本金	資 本 準 備 金	その他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計			
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金	その他利益 剰 余 金 計				
2019年4月1日残高	69,849	70,135	1,778	71,914	1,944	150,869	152,814	152,814	△12,122	282,456	
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩					△115	115	-	-		-	
剰余金の配当						△16,090	△16,090	△16,090		△16,090	
当期純利益						20,135	20,135	20,135		20,135	
自己株式の取得									△10,004	△10,004	
自己株式の処分			△72	△72					233	161	
自己株式の消却			△1,706	△1,706		△8,921	△8,921	△8,921	10,628	-	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)											
事業年度中の変動額合計	-	-	△1,778	△1,778	△115	△4,761	△4,876	△4,876	857	△5,797	
2020年3月31日残高	69,849	70,135	-	70,135	1,829	146,108	147,937	147,937	△11,264	276,658	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
2019年4月1日残高	20,979	26	21,006	923	304,385
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					-
剰余金の配当					△16,090
当期純利益					20,135
自己株式の取得					△10,004
自己株式の処分					161
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	△9,820	△38	△9,859	△94	△9,953
事業年度中の変動額合計	△9,820	△38	△9,859	△94	△15,751
2020年3月31日残高	11,159	△12	11,147	828	288,634

(注) 記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

子会社株式・出資金及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券：

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準：時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法：

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械及び装置 6年～9年

(2) 無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当事業年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社投資の価値の減少に備えるため、投資先の財政状態の実情を勘案し、評価性引当金を計上しております。

- (3) N A S 電池安全対策引当金
2011年9月に当社製造N A S[®]電池において火災が発生したことを受け、N A S 電池事業の推進に向けた安全対策等の徹底を図るため、今後発生が見込まれる費用を見積り、計上しております。
- (4) 競争法関連損失引当金
競争法にかかる将来発生しうる損失金額を見積り計上しております。
- (5) 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業にかかる損失に備えるため、関係会社の財政状態及び経営成績等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- (6) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。また過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- (7) 製品保証引当金
販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積り、計上しております。
- (8) 債務保証損失引当金
関係会社への債務保証にかかる損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

主として契約条件等に基づき着荷日等に収益を認識しております。ただし工事契約に関しては、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利通貨スワップ	外貨建借入金、借入金利息
金利スワップ	借入金利息

・ヘッジ方針

内部規定に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクについてヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

(追加情報)

(移転価格税制に基づく更正処分に対して提起した取消訴訟について)

当社は、2007年3月期から2010年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社との取引に関し、2012年3月に名古屋国税局より移転価格税制に基づき受けた更正処分(追徴税額約62億円)につき、2016年12月に東京地方裁判所に対して取消訴訟を提起しており、現在も同裁判所において審理中です。

上記の更正処分に続き、当社は、2011年3月期から2015年3月期までの事業年度における上記ポーランド子会社との取引に関しても同様に、2017年6月に名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分を受け、地方税を含めた追徴税額約85億円を納付いたしましたが、処分の取消しを求め、2018年7月に名古屋国税不服審判所へ審査請求を行い、2019年7月に当該処分を一部取り消す旨の裁決書を受領しておりました。しかしながら、この段階では法人税額・地方税額等約4億円の還付に止まったことから、当社としては全額が取り消されるべきと考え、2019年12月に東京地方裁判所に対し更正処分の取消訴訟を提起しました。

なお、2016年3月期以降の事業年度につきましては上記の経緯を踏まえ、同様の課税を受けるとした場合の税額を見積り、決算に反映しております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 186,966百万円

2. 未払法人税等

ポーランド子会社と当社の取引に関し、2017年6月に移転価格税制に基づく更正処分の通知を受領したため、2016年3月期から各事業年度について同様の課税を受けるとした場合の見積税額を含んでおります。

3. 保証債務等

(1) 保証債務

関係会社の借入金	6,167 百万円
関係会社の預り保証金	2,246 百万円
従業員住宅ローン等	1 百万円
合計	8,415 百万円

(注) 関係会社の金融機関からの借入金等に対して、債務保証を行っております。なお、上記の金額は保証総額から債務保証損失引当金設定額を控除した残額であります。

(2) 保証予約債務 126 百万円

(3) 偶発債務

当社は、競争状況に関して国際的な調査の対象となっております。2011年に当社の米国子会社が米国司法省より文書提出命令を受領し、当社は、自動車用触媒担体に関する当該調査に対し、2012年に独立委員会を設置するなど協力してきました。2015年9月には、当社は米国司法省との間で自動車用触媒担体の取引の一部に関して米国反トラスト法違反などがあったとして、罰金6,530万米ドルを支払うことを主な内容とする司法取引に合意し、2015年11月に全額を支払いました。また、関連する顧客とは損害賠償の交渉を行っており、一部では支払いを要するほか、民事訴訟（集団訴訟）も提起されております。

こうした進捗に鑑み、将来発生しうる損失について見積りを行い、当事業年度末における見積額を「競争法関連損失引当金」として計上しておりますが、新たな事実が判明した場合には追加の損失が発生する可能性があります。なお、調査及び交渉の内容等については、当社の立場が不利になる可能性があるため、開示しておりません。

4. 関係会社に対する債権及び債務

短期金銭債権	54,215百万円
長期金銭債権	43,558百万円
短期金銭債務	25,390百万円
長期金銭債務	5,451百万円

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	117,169百万円
仕入高等	99,848百万円
営業取引以外の取引高	28,994百万円

2. 法人税等還付税額

ポーランド子会社と当社との取引に関し、移転価格税制に基づく更正処分の際して納付した追徴税額のうち、2019年7月に名古屋国税不服審判所より処分を一部取り消す旨の裁決書を受領したことに伴う還付税額等であります。

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増 加 (千株)	減 少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	5,779	5,350	5,462	5,668

- (注) 1. 自己株式の普通株式の増加株式数5,350千株は、取締役会決議に基づく取得による増加5,348千株、単元未満株式の買取請求による増加2千株によるものであります。
2. 自己株式の普通株式の減少株式数5,462千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少5,348千株、ストック・オプションの行使による減少114千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株によるものであります。

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産		
たな卸資産	3,108	
未払金、未払費用	2,557	
未払事業税	507	
N A S 電池安全対策引当金	506	
競争法関連損失引当金	350	
有形固定資産	2,177	
投資有価証券	722	
関係会社株式	9,049	
関係会社出資金	4,298	
関係会社事業損失引当金	500	
退職給付引当金	3,424	
債務保証損失引当金	2,068	
長期預り金	726	
貸倒引当金	1,430	
その他	1,045	
繰延税金資産小計	32,473	
評価性引当額	△18,966	
繰延税金資産合計		13,506
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	4,210	
前払年金費用	3,017	
固定資産圧縮積立金	805	
退職給付信託解約に伴う受入有価証券	1,273	
繰延税金負債合計		9,307
繰延税金資産純額		4,198

VI 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	NGK EUROPE GmbH (ドイツ)	所有 間接 100.0%	製品の販売、役員 の兼任	製品の販売 (注) 1	29,985	売掛金	7,971
子会社	NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O. O. (ポーランド)	所有 間接 95.0%	製品の購入、製品の販売、生産設備等の供給、役員 の兼任	製品の販売 (注) 1	24,763	売掛金	6,927
子会社	NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD. (タイ)	所有 直接 95.0% 間接 0.0%	製品の購入、生産設備等の供給、資金の貸付、債務保証、役員 の兼任	債務保証 (注) 2	12,813	—	—
子会社	エヌジーケー・セラミックデバイス株式会社 (日本)	所有 直接 100.0%	製品の購入、生産設備等の供給、資金の貸付、資金の借入、建物・設備の賃貸、役員 の兼任	製品等の購入 (注) 3	34,179	買掛金	3,408
				資金の貸付 (注) 4	6,891	長期貸付金	30,391
				受取手数料 (注) 5	893	未収入金	6,886
関連会社	メタウォーター株式会社 (日本)	所有 直接 25.3%	製品の販売、役員 の兼任	関係会社株式の売却 売却代金 売却益 (注) 6	6,804 4,691	—	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
2. NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.の金融機関からの借入につき、債務保証を行っております。なお、取引金額には、金融機関からの借入金残高を記載しております。また、この債務保証に対して、被保証先の財政状態等を勘案し、債務保証損失引当金及び債務保証損失引当金繰入額をそれぞれ6,765百万円計上しております。
3. 価格その他の取引条件は、総原価を勘案して交渉の上決定しております。
4. 貸付金の利率は市場金利を勘案して決定しており、取引金額には当事業年度における増減額（△は減少）を記載しております。
5. 受取手数料は、生産設備等の供給にかかる調達支援手数料であり、設備等の総原価を基に決定しております。なお、期末残高には、受取手数料を含めた供給設備等の総額に基づく債権残高を記載しております。
6. メタウォーター株式会社が実施した自己株式の公開買付けに応じ、当社保有株式を一部売却したことによるものです。

Ⅶ 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産 | 909円21銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 62円87銭 |

Ⅷ 重要な後発事象

資金の借入

当社は、2020年4月28日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり銀行との借入契約を締結しました。

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 借入金額 | 20,000百万円 |
| (2) 借入先 | シンジケートローン、株式会社愛知銀行 |
| (3) 契約締結日 | 2020年5月28日および2020年6月3日 |
| (4) 借入期間 | 2年および10年 |
| (5) 資金使途 | 設備資金および運転資金 |
| (6) 金利 | 固定金利 |

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする、複数の金融機関の協調融資によるものです。

なお、2020年4月28日開催の取締役会の決議の概要は以下のとおりです。

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 借入金額 | 上限 30,000百万円 |
| (2) 借入先 | 銀行 |
| (3) 借入の時期 | 2020年4月28日～2020年9月30日 |
| (4) 借入期間 | 1年、2年および10年 |
| (5) 資金使途 | 設備資金および運転資金に充当 |